

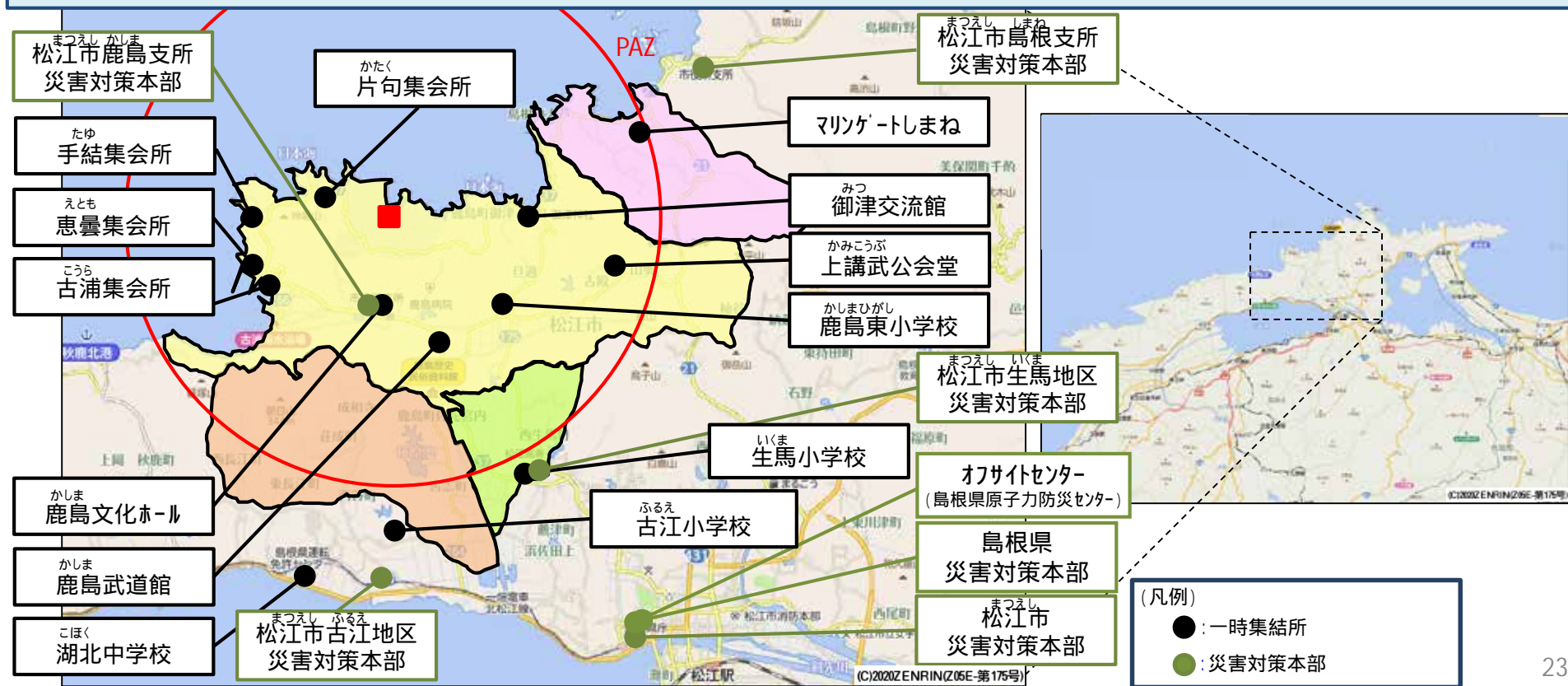
4 . PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

< 対応のポイント >

1. 施設敷地緊急事態要避難者(医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかるもの、妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨリ素剤を服用できないと医師が判断した者)について、あらかじめ定められた避難先へ避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避すること。
2. 学校、保育所等の児童等について、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、保護者への引渡しができなかった児童等について移動手段を確保し、緊急退避所への退避を開始すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集結所及び避難先における避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

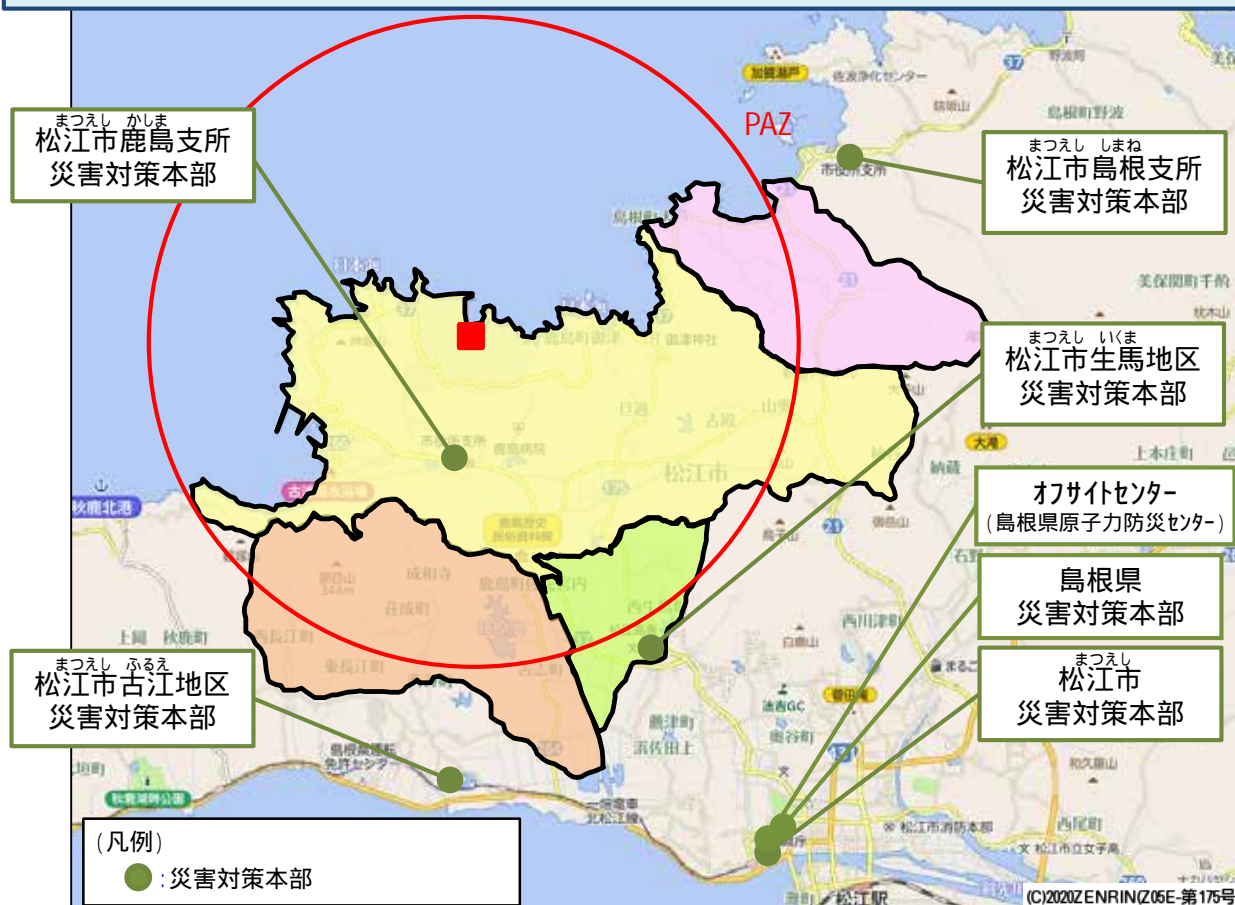
島根県、松江市における初動対応

- 島根県は、警戒事態の段階で対策会議を開催するなど、要員約150名が対応。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態の段階で災害対策本部を設置、要員約1,150名が対応。
- 松江市は、警戒事態の段階で市役所本庁舎に原子力事故対策会議を、支所・公民館に支所・地区原子力事故対策会議を設置し、要員約500名が対応。施設敷地緊急事態で災害対策本部、支所・地区災害対策本部をそれぞれ設置し、要員約1,000名が対応。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者等の避難準備のため、島根県、松江市は、避難用車両等の手配を開始するとともに、ハズ避難を行うPAZ内の住民の集合場所となる一時集結所13か所(鹿島地区9か所、生馬地区1か所、古江地区2か所、島根地区1か所)の開設や安定ヨ素剤の緊急配布の準備のため、松江市は各一時集結所に3名程度の要員を派遣。



住民への情報伝達

- PAZ内避難の対象となる地区内の支所・地区災害対策本部を拠点に、地区単位のコミュニティも活用した情報伝達を実施。
- 支所・地区災害対策本部は、防災行政無線や衛星携帯電話等により、市災害対策本部と情報を共有。市災害対策本部はテレビ・ラジオ、ホームページ、緊急速報メールサービス等を、支所・地区災害対策本部は防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 支所・地区災害対策本部では、消防団、自治会、自主防災組織などの地域の防災組織と連携し、住民の避難の状況等の確認を実施。
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、支所・地区災害対策本部等から実施。



テレビ・ラジオ、緊急速報メールサービス、防災行政無線等を活用し住民へ情報を伝達
防災行政無線戸別受信機や音声告知放送端末を市内各戸に設置
在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、各支所・地区災害対策本部が実施

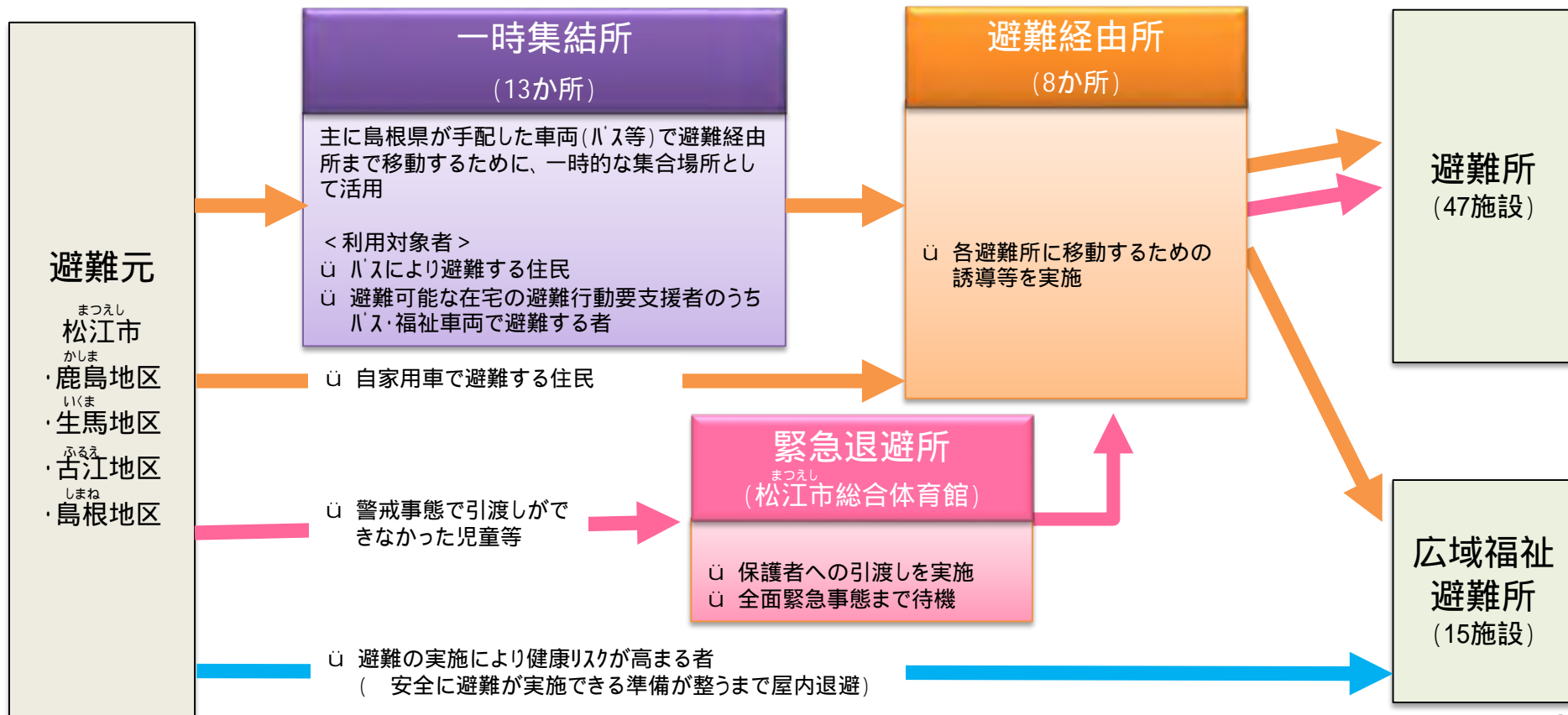


まつえし 松江市災害対策本部、支所・地区災害対策本部及び各一時集結所間の情報共有は、防災行政無線（移動系）や衛星携帯電話等で実施



PAZ内における避難体制

- 警戒事態で、^{まつえし}松江市は、住民広報、一時集結所の開設準備を行い、島根県に対して避難用車両等の手配を依頼。また、島根県は避難経路所等の開設準備要請を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者等は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態で、^{まつえし}松江市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者のうち、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難経路所を經由して避難先へ避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施する。
- 全面緊急事態で、^{まつえし}松江市は、住民に避難を指示。自家用車で避難する住民は避難経路所を經由して避難先へ移動する。バスにより避難する住民は、一時集結所に集合し、その後、避難経路所を經由して避難先へ移動する。



PAZ内の学校・保育所等の児童等の避難

- PAZ内の学校・保育所等は、警戒事態に至った時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、保護者への引渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態に至った若しくは同事態となることが見込まれる場合、保護者への引渡しを継続するため、引渡し場所をPAZ外の緊急退避所に変更し、引渡しを継続。保護者は、避難の準備を整えた上で引渡しを受け、避難指示があるまで緊急退避所にて待機。
- 全面緊急事態に至った場合、児童等の引取りが必要な保護者は引取り後、避難先に避難。
- PAZ内の全ての学校、幼稚園・保育所等において個別避難計画を策定済み。

区分	学校名	人数(人)	
		児童等	小計
保育所 (3施設)	恵曇(えとむ) 保育所	68	179
	御津(みつ) 保育所	49	
	マリソ 保育所	62	
幼稚園 (2施設)	佐太(さだ) 幼稚園	8	20
	講武(こうぶ) 幼稚園	12	

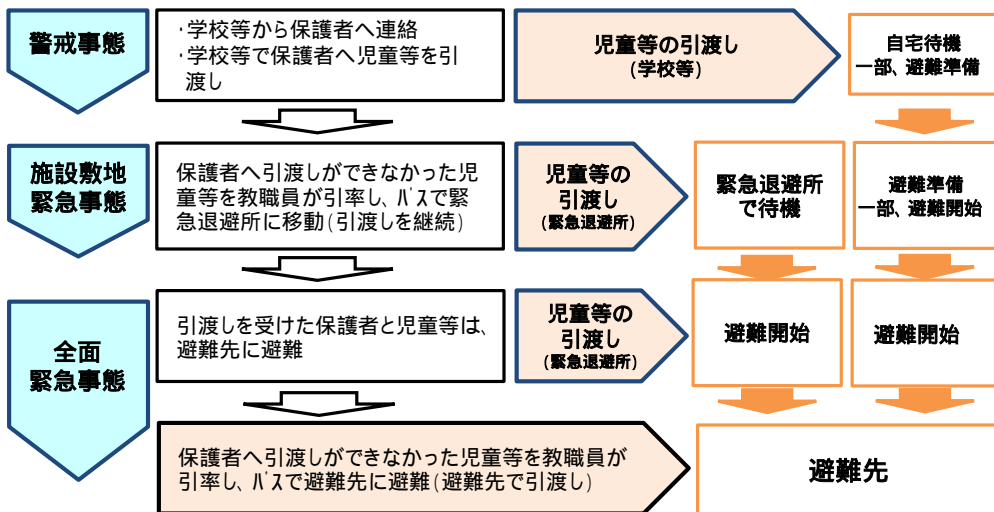
児童等の人数については、令和2年5月現在(保育所のみ令和3年1月現在)

区分	学校名	人数(人)	
		児童等	小計
小学校 (4施設)	佐太(さだ) 小学校	94	379
	恵曇(えとむ) 小学校	75	
	鹿島東(かしまひがし) 小学校	100	
	生馬(いくま) 小学校	110	
中学校(1施設)	鹿島(かしま) 中学校	123	123
特支等 (2施設)	松江(まつえ) 工業高等専門学校	1,080	1,112
	松江(まつえ) ろう学校	32	
12施設	合計	1,813	

職員数の合計は340人



左のフローのうち、警戒事態で保護者へ引渡した保育所・幼稚園の児童については、警戒事態で避難準備し、施設敷地緊急事態で保護者とともに避難開始。



PAZ内の医療機関・社会福祉施設の入所者等の避難

- PAZ内の医療機関(1施設、定員177名)及び社会福祉施設(入所14施設、定員計374名)の全てについて、個別避難計画を策定済み。
- 医療機関については、島根県があらかじめ選定した県内災害拠点病院3施設から優先し、避難先を調整。
- 社会福祉施設については、島根県が^{おおだし}大田市や^{おくいずもちょう}奥出雲町の広域福祉避難所から避難先を調整。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた自施設で、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。

避難元施設

< PAZ内15施設の入所者等の避難の考え方 >

避難先施設(候補)

< 放射線防護対策施設 >

避難の実施により健康リスクが高まる者

426人(職員439人)

放射線防護
対策施設
(自施設)

自施設内の放射線
防護区域に移動

安全に避難が実施で
きる準備が整い次第、
避難を実施

支援者が同行することで避難可能な入所者数

125人(職員50人)

バス、福祉車両等で移動

施設種別	施設名	受入見込数
病院	島根大学医学部附属病院、 大田(おおだし)市立病院、済生 会江津(ごうつ)総合病院 ほか	177

病院 計 177人

避難元 地区	避難先 市町	施設名	受入 見込数
かしま 鹿島 ふるえ 古江	おおだし 大田市	国立三瓶(さんべ) 青少年交流の家 国民宿舎さんべ荘 温泉津(ゆのつ) 保健センター 温泉津(ゆのつ) まちづくりセンター 仁摩(にま) 保健センター 仁摩(にま) 農村環境改善センター 静間(しずま) まちづくりセンター 五十猛(いそたけ) まちづくりセンター	776
しまね 島根	おくいずもちょう 奥出雲町	布勢(ふせ) コミュニティセンター 阿井(あい) コミュニティセンター 鳥上(とりかみ) コミュニティセンター 横田(よこた) コミュニティセンター 八川(やかわ) コミュニティセンター 馬木(まき) コミュニティセンター	556

広域福祉避難所 計 1,332人

地区	施設種別	施設名	定員
かしま 鹿島	病院	鹿島(かしま)病院	177

計 177人(職員数244人)

地区	施設種別	施設名	定員
かしま 鹿島	特別養護老人ホーム	あとむ苑(あとむえん)	50
ふるえ 古江	特別養護老人ホーム	あさひ乃苑(あさひのえん)	29
	障害者支援施設	四ツ葉園(よつばえん)	60

地区	施設種別	施設名	定員
しまね 島根	特別養護老人ホーム	ゆうなぎ苑(ゆうなぎえん)	50
	障害者支援施設	はばたき	40
		松江(まつえ)学園	20

計 249人(職員数195人)

地区	施設種別	施設名	定員
かしま 鹿島	認知症対応型 共同生活介護	あとむ苑(あとむえん)	9
ふるえ 古江	グループホーム	たんぼぼの家	6
		第2たんぼぼの家	8
		第3たんぼぼの家	6
		たんぼぼ若葉(わかば)	20
しまね 島根	養護老人ホーム	慈光苑(じこうえん)	60
	グループホーム	しおかぜ	10
	ファミリーホーム	みしょう	6

計 125人(職員数50人)

PAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難

- PAZ内の在宅の避難行動要支援者1,254人のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるため施設敷地緊急事態で避難等を実施すべきと把握した479人について、あらかじめ避難先の候補施設を決めてあり、家族・近隣住民、民生児童委員、自治会、自主防災組織、見守り組織、松江市職員、消防職員・団員等の支援者の協力を得て避難を実施。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又は島根県等が確保したバスで避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は島根県等が確保した福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施。

対象者

計 479人
(支援者479人)

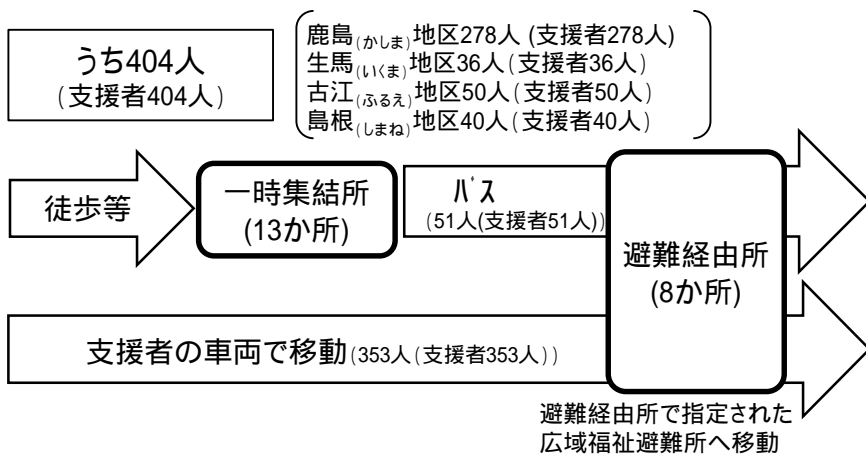
鹿島地区333人
(支援者333人)

生馬地区39人
(支援者39人)

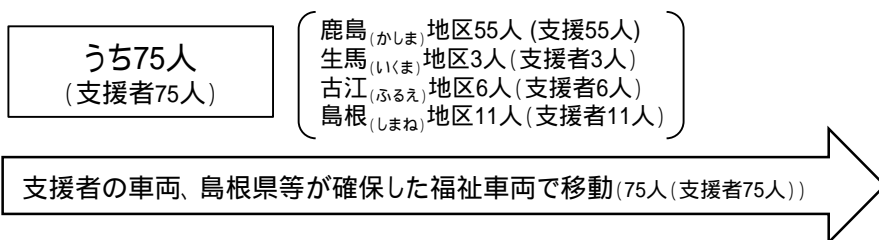
古江地区56人
(支援者56人)

島根地区51人
(支援者51人)

支援者が同行することで避難可能な者



避難の実施により健康リスクが高まる者



広域福祉避難所

避難元地区	避難先市町	候補施設	受入見込数
鹿島 生馬 古江	大田市	国立三瓶 青少年交流の国民宿舎さんべ荘 県立男女共同参画センターあすてらす 温泉津 保健センター 温泉津 まちづくりセンター 仁摩 保健センター 仁摩 農村環境改善センター 静間 まちづくりセンター 五十猛 まちづくりセンター	926
島根	奥出雲町	布勢 コミュニティセンター 阿井 コミュニティセンター 鳥上 コミュニティセンター 横田 コミュニティセンター 八川 コミュニティセンター 馬木 コミュニティセンター	556

安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施

近傍の放射線防護対策施設

- ・東部島根医療福祉センター(生馬地区、収容可能人数60名)
- ・あとむ苑(鹿島地区、収容可能人数50名)
- ・松江市消防本部(城東地区、収容可能人数109名)

○ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数2,679人について、バス73台、福祉車両103台(車椅子仕様93台、ストレッチャー仕様10台)。

	想定対象人数 ¹	必要車両台数			備考
		バス ²	福祉車両 ³ (車椅子仕様)	福祉車両 ³ (ストレッチャー仕様)	
学校・保育所等の児童等を緊急退避所に輸送	2,153人 (児童等1,813人 +職員340人)	62台 (児童等1,813人 +職員340人)	0台	0台	保護者への引渡しによりその分必要車両台数は減少
医療機関の入所者等を避難先施設に輸送	0人	0台	0台	0台	
社会福祉施設の入所者等を避難先施設に輸送	175人 (入所者125人 +職員50人)	5台 (入所者97人 +職員22人)	27台 (入所者27人 +職員27人)	1台 (入所者1人 +職員1人)	バスについては、地区ごとにそれぞれ必要車両台数を算出した合計値
在宅の避難行動要支援者のうち、施設敷地緊急事態での避難対象者及びその支援者を避難先施設に輸送	102人 (要支援者51人 +支援者51人)	3台 (要支援者51人 +支援者51人)	0台	0台	706人(要支援者353人+支援者353人)は支援者の車両による避難
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送 ⁴	150人 (要支援者75人 +支援者75人)	0台	66台 (要支援者66人 +支援者66人)	9台 (要支援者9人 +支援者9人)	支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少
妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定剤を服用できないと医師が判断した者を避難先施設に輸送	99人	3台 (99人)	0台	0台	680人は自家用車による避難
合計	2,679人	73台	93台	10台	

1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

2 バスは1台当たり35人程度の乗車を想定

3 福祉車両(車椅子仕様)、福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人の要支援者を搬送することを想定

4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設内に屋内退避(放射線防護対策施設から移動する場合には、別途移動手段の確保が必要)

まつえし

○ 施設敷地緊急事態発生時には、施設敷地緊急事態要避難者の避難等のために、松江市及び中国電力が配備する車両のほか、「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」等に基づき島根県が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。

		必要車両台数、確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (車椅子仕様)	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	
(A) 必要車両台数		73台	93台	10台	
(B) 確保車両台数		計73台以上	計93台以上	計10台以上	
確保先	まつえし 松江市	48台	-	-	
	中国電力	-	-	27台	
	バス会社・タクシー会社	681台	41台	10台	福祉車両の保有台数は、 車椅子用：41台、車椅子・ストレッチャー兼用：9台、ストレッチャー用：1台
	社会福祉施設	-	1,419台	157台	福祉車両の保有台数は、 車椅子用：1,419台、車椅子・ストレッチャー兼用：116台、ストレッチャー用：41台

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設(9施設)へ屋内退避を実施。
- これら9施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大約1,400人収容可能。また、屋内退避者のための7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、中国電力が供給。

特別養護老人ホーム
あさひの苑
(収容可能者数:77人)



鹿島病院
(収容可能者数:421人)



障害者支援施設はばたき
(収容可能者数:75人)



障害者支援施設
福祉型障害児入所施設
松江学園
(収容可能者数:37人)



特別養護老人ホーム ゆうなぎ苑
(収容可能者数:89人)



障害者支援施設
四ツ葉園
(収容可能者数:90人)



特別養護老人ホーム あとむ苑
(収容可能者数:126人
うち在宅要支援者と
その支援者50人)



東部島根医療福祉センター
(収容可能者数:360人
うち在宅要支援者と
その支援者60人)



松江市消防本部
(収容可能者数:在宅要支援
者とその支援者109人)



(凡例)

- : 当該施設入所者を収容
- : 在宅の避難行動要支援者(入所施設においては当該施設入所者を含む)を収容



自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用できない場合は、島根県、松江市は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省中国地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



降雪時の避難経路の確保

- 島根県、鳥取県及び関係市は、毎年度除雪計画を定め、計画に基づく除雪基準をもって、積雪時における道路交通の安全を確保するための体制を整備。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省中国地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り、各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。特に避難経路については優先的な除雪に努める。



除雪機械(例)



【凡例】:主要な避難経路

- 山陰自動車道
- 米子・松江自動車道
- 国道(高規格道路含む)
- 県道・市道
- 冬季チェーン規制区間

台風や大雪時などにおけるPAZ内の防護措置

- 台風や大雪等により気象庁から警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者及び住民は、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態に至った段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び島根県等は、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

< 全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例 > (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)

